

千葉大学附属図書館貴重図書資料指定基準

平成26年10月1日
制 定

1. 和書

(1) 刊本

- ① 慶長（1614年）以前に印刷されたもの。
- ② 元和（1615年）以後に印刷されたもののうち、次の各号の一に該当するもの。
 - ア) 伝本が少なく、資料的価値が高いと認められるもの。
 - イ) 名家旧蔵本、書入れ本等で資料的価値が高いと認められるもの。
 - ウ) 図画等(絵画、地図、設計図、印譜、拓本等)のうち資料的又は芸術的価値が高いと認められるもの。

(2) 写本

- ① 慶長（1614年）以前に印刷されたもの。
- ② 元和（1615年）以後に書写されたもののうち、次の各号の一に該当するもの。
 - ア) 伝写本が少なく、資料的価値が高いと認められるもの。
 - イ) 名家自筆の稿本、所管、手写本で資料的価値が高いと認められるもの。
 - ウ) 名家旧蔵本、書入れ本等で資料的価値が高いと認められるもの。
 - エ) 図面等のうち資料的または芸術的価値が高いと認められるもの。
 - オ) 記録、文書等で資料的価値が高いと認められるもの。

2. 中国書

(1) 刊本

- ① 明代正徳（1521年）以前に印刷されたもの。
- ② 明代嘉靖（1522年）以後に印刷されたもののうち、1の（1）の②のアからウの一に該当するもの。

(2) 写本

- ① 明代（1661年）以前に書写されたもの。
- ② 清代（1662年）以後に書写されたもののうち、1の（2）の②のアからオの一に該当するもの。

3. 朝鮮書

(1) 刊本

- ① 光海君朝（1622年）以前に印刷されたもの。
- ② 仁祖朝（1623年）以後に印刷されたもののうち、1の（1）の②の

アからウの一に該当するもの。

(2) 写本

- ① 光海君朝（1622年）以前に書写されたもの。
- ② 仁祖朝（1623年）以後に書写されたもののうち、1の（2）の②のアからオの一に該当するもの。

4. 洋書

(1) 刊本

- ① 1750年以前に印刷されたもの。
- ② 1751年以後に印刷されたもののうち、1の（1）の②のアからウの一に該当するもの。

(2) 写本

- ① 1750年以前に書写されたもの。
- ② 1751年以後に書写されたもののうち、1の（2）の②のアからオの一に該当するもの。

5. その他

一定の意図のもとに収集された多数の資料から成るコレクションで、次の各号に該当するもの。

- (1) 1から4の基準に該当する資料を含み、かつ統合された資料群として、より高い学術的価値を有するもの。
- (2) 個々の資料は1から4の基準に該当しないが、一括して取り扱うことにより、資料的価値が著しく増すと認められる、コレクション及び以下の個人文庫。

本館：小池文庫・田中（康一）文庫・吉武文庫・田中（英明）文庫・竹田文庫
・佐久間文庫

松戸分館：小寺文庫

この基準は平成26年10月1日から施行する。